

エコアクション21の名称及びマーク使用規程(案)

平成 23 年 10 月 1 日制定

第 1 条 (目的)

この規程は、エコアクション 21 ガイドライン (以下「ガイドライン」という。) 第 2 章 2 (2) に沿って提出した文書の確認を受けた中央事務局 (以下「中央事務局」という。) が、エコアクション 21 の名称及びマーク (商標登録第 4910426 号) を使用するに際して、遵守すべき事項を定めることを目的とする。

第 2 条 (使用方法)

- 1 中央事務局は、認証・登録証等にエコアクション 21 の名称及びマークを使用することができる。ただし、次のような使用をすることはできない。
 - (1) 法令や公序良俗に反するような方法で使用する。
 - (2) その他、エコアクション 21 認証・登録制度 (以下「本制度」) の趣旨に明らかに反するような方法で使用する。
- 2 中央事務局は、本使用規程に則った名称及びマーク使用規程を作成し、環境省に提出することとする。
- 3 中央事務局は、前項の規定に基づき作成した使用規程により、エコアクション 21 認証・登録を受けた事業者等にエコアクション 21 の名称及びマークを使用させることができる。
- 4 エコアクション 21 のマークのデザイン、色及び縦・横の比率は、別図の通りとする。
- 5 中央事務局は、エコアクション 21 の名称及びマークの使用に関する権利を第三者に譲渡、担保提供若しくは転貸し、又は代理使用を許諾することはできない。
- 6 環境省は、必要に応じて、第 2 項により中央事務局が作成した使用規程の見直しを要求できるものとする。

第 3 条 (名称・マークの使用の禁止)

中央事務局は、次に掲げる事由が生じた場合には、エコアクション 21 の名称及びマークを使用することができない。

- (1) 虚偽等不正手段により、ガイドライン第 2 章 2 (2) に沿って提出した文書の確認を受けたとき。
- (2) ガイドライン第 2 章 2 (1) の要件に適合しないと認められたとき。
- (3) ガイドライン第 2 章 3 に規定するところに沿った、本制度を運営することができないと認められたとき。

(4) その他、本制度の信頼性を損なうと認められたとき。

第4条（エコアクション21の名称及びマークの使用料）

エコアクション21の名称及びマークに関わる使用料は無料とする。

第5条（使用者の義務）

- 1 中央事務局は、関係法規を順守するとともに、商標の機能を損ない、又は権利の喪失を招くことのないように努めるものとする。
- 2 中央事務局は、第三者が商標を侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに環境省に通知するものとする。
- 3 中央事務局は、第三者との係争、審判、訴訟等が発生した場合について、具体的措置の方法等については、その都度、環境省と協議して決定するものとし、係争、審判、訴訟等に要した費用は中央事務局が負担するものとする。
- 4 中央事務局は、本制度の運営に係わる瑕疵等により、第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、環境省に迷惑を及ぼさないよう対処するものとする。
- 5 中央事務局は、本事業を取りやめる場合は、環境省にすみやかに報告を行うと共に、本事業の運営に支障をきたすことのないよう、事業継承など必要な対処をとるものとする。

第6条（使用状況の確認等）

- 1 環境省はガイドライン第2章9に基づき、エコアクション21の名称及びロゴマークの使用状況及び本制度の適正かつ公正な運営状況を確認するため、必要に応じて、中央事務局及び認証、登録事業者等への訪問等を実施することがある。
- 2 前項により訪問等をする場合、中央事務局は本制度に関わる関係者（地域事務局、審査人、認証・登録事業者等）に対して協力を要請するとともに、環境省による確認が円滑に進むよう準備、対応をすること。
- 3 第一項による訪問等を実施した結果、問題が発覚した場合には、環境省は改善の指導又はエコアクション21の名称及びマークの使用の禁止を通知することができるものとする。

第7条（規程の見直し）

環境省は、必要に応じて本規程の見直しを随時行い、改訂できるものとする。

附則

第1条 この規程は、平成23年10月1日から施行する。